

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器	704t	656t	613t	572t	534t
主としてアルミ製の容器	615t	623t	631t	639t	647t
無色のガラス製容器	(合計) 2,062t	(合計) 2,038t	(合計) 2,017t	(合計) 1,996t	(合計) 1,977t
	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 2,062t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 2,038t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 2,017t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,996t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,977t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,382t	(合計) 1,367t	(合計) 1,353t	(合計) 1,339t	(合計) 1,326t
	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,382t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,367t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,353t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,339t	(引渡 量) 0t (独自処 理量) 1,326t
その他のガラス製容器	(合計) 1,407t	(合計) 1,391t	(合計) 1,377t	(合計) 1,362t	(合計) 1,349t
	(引渡 量) 1,407t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 1,391t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 1,377t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 1,362t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 1,349t (独自処 理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	50t	49t	49t	49t	48t
主として段ボール製の容器	4,573t	4,697t	4,826t	4,959t	5,097t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 2,788t	(合計) 2,854t	(合計) 2,925t	(合計) 3,001t	(合計) 3,077t
	(引渡 量) 2,788t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,854t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,925t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 3,001t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 3,077t (独自処 理量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,510t	(合計) 2,482t	(合計) 2,455t	(合計) 2,428t	(合計) 2,401t
	(引渡 量) 2,510t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,482t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,455t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,428t (独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2,401t (独自処 理量) 0t